

舞鶴市男女共同参画センター「フレアス舞鶴」における カフェ物品等設置事業者募集要領

1 カフェ物品等を設置する目的

男女共同参画センターの利用促進及び利用者同士の交流促進を図るため、また、コワーキングスペースとしての機能充実を図るため設置するもの。あわせて、女性事業者の経営支援や起業したい女性の支援に資することを目的に設置する。

2 カフェ物品等を設置する施設の概要

- (1) 名 称 舞鶴市男女共同参画センター「フレアス舞鶴」
(舞鶴市字余部下 1167 中総合会館 5 階)
- (2) 設置場所 交流サロン内 設置場所寸法：1.0 m²以内
- (3) 営業時間 開館日の午前 9 時から午後 4 時の間
- (4) 参 考 年間利用者数：約 11,800 人（うち交流サロンは 3,000 人程度）

3 業務内容

舞鶴市男女共同参画センターにおけるカフェコーナーの営業。
詳細は、別紙「カフェ物品等設置仕様書」による。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 舞鶴市内で営業していること。
- (2) 営業に関して必要な許認可等を受けていること。
- (3) 市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 舞鶴市暴力団排除条例（平成 24 年舞鶴市条例第 23 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でない者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する欠格事項に該当していないこと。
- (7) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱に基づく、舞鶴市の入札参加停止措置期間中でないこと。

5 公募条件等

(1) 施設使用形態

事業者は、舞鶴市から行政財産使用許可を受け、カフェ物品等を設置することとする。

(2) 使用許可の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

※ただし、令和 8 年 3 月 31 日以降継続して使用する場合は、当初許可期間終了後から 2 回を限度に更新することができる。

6 行政財産使用料

6,820 円/年額 （カフェ物品設置使用床面積 1.0 m²）

7 応募に係る質疑

(1) 質問期限 令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法 任意の様式に記入の上、持参、郵送、ファクスにて舞鶴市人権啓発推進課まで提出。電話（口頭）による質問は受け付けません。

(3) 回 答 令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 5 時までにファクスにて回答。

8 応募手続き

(1) 申込受付期間

令和 7 年 2 月 12 日（水）～2 月 21 日（金）午後 5 時必着

(2) 募集要項等配布場所

舞鶴市人権啓発推進課（市役所本館 2 階）

舞鶴市ホームページからもダウンロード可。

(3) 申込受付場所

舞鶴市人権啓発推進課（市役所本庁 本館 2 階）

(4) 提出書類

①出店申込書

②営業に関して必要な許認可等を受けていることを証する書類（写し可）

③市町村税の滞納のない旨の証明書

（写し可。提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。）

④消費税及び地方消費税の納税証明書

（写し可。提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。）

(5) 提出方法

舞鶴市人権啓発推進課まで持参又は郵送により提出。

9 設置予定事業者の決定方法

申込書の提案内容をもとに選定委員会にて選考し決定する。

10 設置予定事業者決定後の手続き

設置予定事業者に決定した者は、決定後、設置開始期日までに行政財産使用許可申請書を提出すること。

11 その他

- (1) 応募に関する一切の費用は、応募者の負担になります。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。
- (3) 提出された書類は審査の用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。

12 お問い合わせ先

舞鶴市人権啓発推進課 担当：鹿田・新宮

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電話 0773-66-1022